

千葉県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査及び行政監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成22年2月1日

千葉県監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	米持克彦
同	三瓶輝枝

21千総総第5357号
平成22年1月25日

千葉市監査委員 様

千葉市長 熊谷俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成19年度監査報告第1号、平成20年度監査報告第1号、平成21年度監査報告第1号・第2号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

報告書番号 21 監査報告第2号

監査の種類 行政監査

監査の結果

3 備蓄倉庫は適切に管理されているか。

(1) 中学校区単位に設置されている小学校の備蓄倉庫

ウ 防災備蓄品を搬出する際の障害について

備蓄倉庫の入口にプランターや体育器材が置かれている箇所が見受けられたが、それらは、防災備蓄品を搬出する際の障害となりうるので、適切に管理されたい。

講じた措置

防災備蓄品を搬出する際の障害については、平成21年4月14日付け総合防災課長通知により、備蓄倉庫が設置されている各小学校を含む全施設の管理者に対し、倉庫入口の障害物の有無の確認及び障害物がある場合の移動を依頼し、同年5月までに撤去した。

今後も、備蓄倉庫の年1回の定期点検の際に上記確認を行い、必要に応じて障害物を撤去することとした。

報告書番号 21 監査報告第2号

監査の種類 行政監査

監査の結果

3 備蓄倉庫は適切に管理されているか。

(1) 中学校区単位に設置されている小学校の備蓄倉庫

エ 入口の施錠について

備蓄倉庫の入口の扉が施錠されていない箇所が見受けられた。また、そのような所では普段から施錠を行っていないことから、鍵の保管場所も把握していなかった。

防災備蓄品は市の財産であることから、防犯上の対策から扉には必ず施錠を行い、その鍵も適切に管理されたい。

講じた措置

備蓄倉庫入口の施錠については、平成21年3月に全備蓄倉庫の点検を行った際、入口の扉の施錠を確認した。

また、平成21年4月14日付け総合防災課長通知により、備蓄倉庫が設置されている各小学校を含む全施設の管理者に対し、倉庫入口の扉の施錠と鍵の適切な管理を行うよう依頼し、その対応について施設管理者より対応状況報告書の提出を受け、全施設における適切な対応を確認した。

今後も、備蓄倉庫の年1回の定期点検の際に上記確認をすることとした。

報告書番号 21 監査報告第 2 号

監査の種類 行政監査

監査の結果

3 備蓄倉庫は適切に管理されているか。

(1) 中学校区単位に設置されている小学校の備蓄倉庫

カ 備蓄倉庫内の整理整頓について

備蓄倉庫の一部では、学校で使用する備品が防災備蓄品と一緒に保管されているが、当該備品が整理整頓されていないことから、防災備蓄品の保管場所の特定が困難となっている箇所や同備品が防災備蓄品を搬出する際の障害となっている箇所が見受けられた。

また、備蓄倉庫の面積に比して、大量の防災備蓄品を保管している結果、倉庫の奥に積んだ防災備蓄品について、内容の確認や搬出が困難となっている箇所も見受けられた。

については、定期的な整理整頓や配置図の備え付け、または防災備蓄品が収められた段ボール箱への品名の記載など、災害時に迅速な対応ができるよう適切に管理されたい。

講じた措置

備蓄倉庫内の整理整頓については、平成 21 年 3 月に全備蓄倉庫の点検を行った際に実施した。

また、平成 21 年 4 月 14 日付け総合防災課長通知により、備蓄倉庫が設置されている各小学校を含む全施設の管理者に対し、防災備蓄品と他の備品が混在することのないよう依頼し、その対応について各施設管理者より対応状況報告書の提出を受け、全施設における適切な対応を確認した。

今後も、備蓄倉庫の年 1 回の定期点検の際に整理整頓を行うこととした。

報告書番号 21 監査報告第2号

監査の種類 行政監査

監査の結果

3 備蓄倉庫は適切に管理されているか。

(2) その他の備蓄倉庫

ア 照明の確保について

倉庫内に備え付けられた照明器具の電球が切れている箇所が見受けられた。

前述のとおり、災害時には、夜間に防災備蓄品を搬出することもあると考えられることから、照明設備の定期的な点検を行い、当該設備が常に使用可能な状態となるよう適切に管理するとともに、災害による停電に対する備えについても対策を講じられたい。

講じた措置

備蓄倉庫内の照明設備については、平成21年3月に全備蓄倉庫の点検を行い、電球が切れている箇所について、その取替えを行った。

また、平成21年4月14日付け総合防災課長通知により、備蓄倉庫が設置されている全施設の管理者に対し、当該施設の定期点検に併せた備蓄倉庫の照明設備の維持管理の実施及び停電時のための懐中電灯の設置等について依頼しその対応について施設管理者より対応状況報告書の提出を受け、全施設における適切な対応を確認した。

今後も、備蓄倉庫の年1回の定期点検の際に上記確認を行い、必要に応じて電球の取替えを行うこととした。